

## 1 本計画の目的

墨田区では、関東大震災により甚大な被害を受けたという歴史的な背景がある。また、近年においても、東日本大震災や令和元年に発生した台風15号・19号などで大きな影響を受けるなど、災害に対して脆弱である一面がある。こうした本区が持つ特性等を踏まえ、墨田区議会においても、災害等に対する事前対策を講じておく必要がある。

そこで、墨田区内で地震、台風等の災害による危機的状況が発生し、又は発生するおそれがある場合において、墨田区議会が二元代表制の趣旨に則り、議事機関、住民代表機関としての役割を継続して担い、墨田区災害対策本部（以下「区災对本部」という。）と連携・協力し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、「墨田区議会BCP（業務継続計画）」を策定する。

## 2 他計画との関係

区が策定する墨田区業務継続計画（BCP）＜地震・風水害編、新型インフルエンザ編＞、墨田区地域防災計画、墨田区国民保護計画等との整合を図る。

## 3 本計画の内容の見直し等

本計画の見直し等については、次のとおりとする。

- (1) 新たな課題や状況変化等を検証し、適宜、内容の見直しを行う。
- (2) 見直しについては、各派交渉会において協議し、議会運営委員会において決定する。ただし、議長が専門的な知見を必要とすると認める場合は、防災を所管する委員会においてあらかじめ調査させることができる。
- (3) 緊急を要する場合の見直しは、正副議長及び議会運営委員会正副委員長が協議して決定する。